

いわき市

(沿岸5地区土地区画整理事業施行地内)

空き地バンク

薄磯地区



久之浜地区



小浜地区



岩間地区



豊間地区



< 担当・問い合わせ先 >

いわき市 都市建設部 都市整備課 区画整理係

電話 0246-22-1138 (直通)

F A X 0246-22-7567

E-mail toshiseibi@city.iwaki.lg.jp

いわき市（沿岸5地区土地区画整理事業施行地内） 空き地バンクの概要

■空き地バンクとは

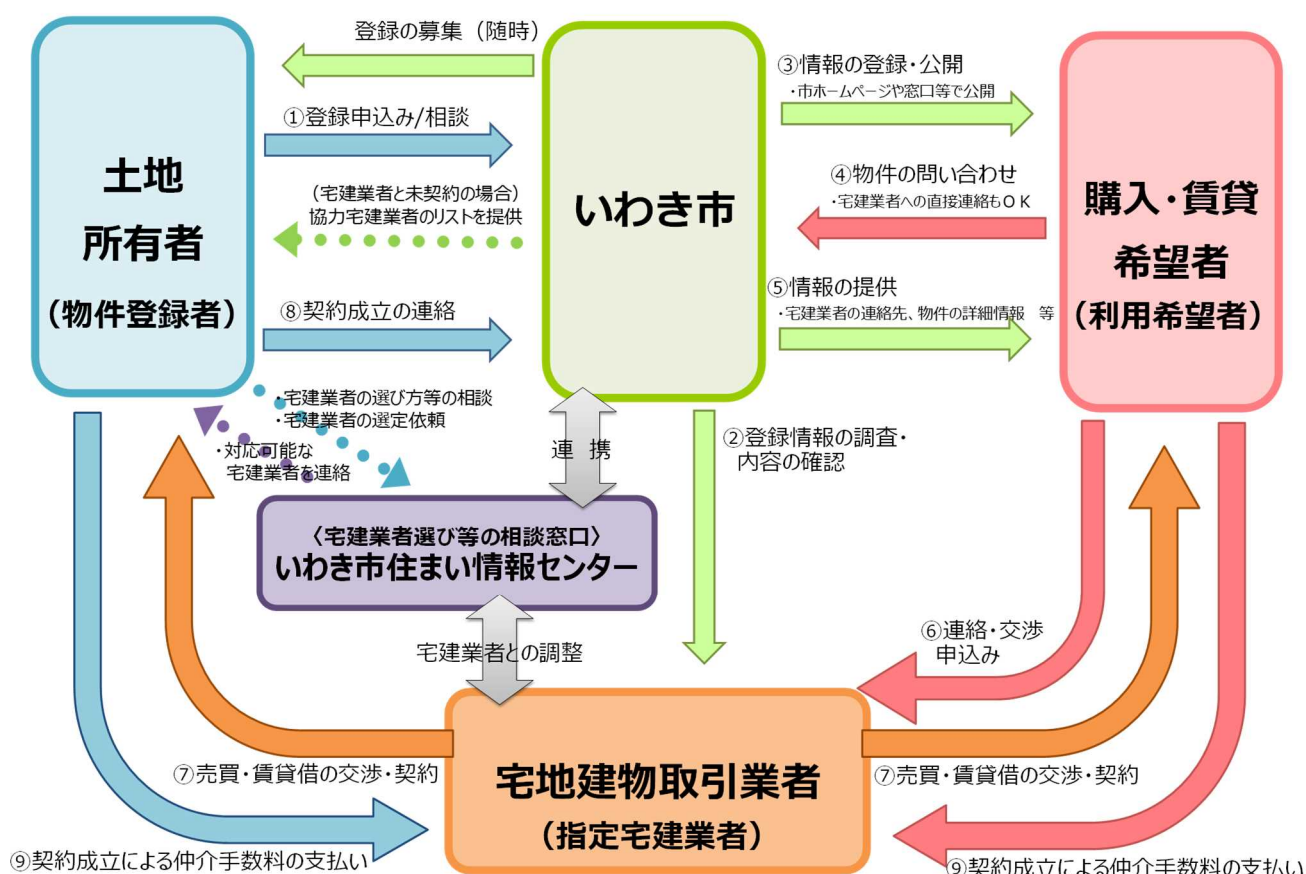
空き地バンクは、住宅建設等のために土地をお探しの方に、いわき市が沿岸5地区（久之浜、薄磯、豊間、小浜及び岩間）で行った土地区画整理事業地内の未利用地（空き地）に関する情報を提供することにより、土地所有者と利用希望者をマッチングさせることで、移住・定住人口の増加や地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的とするものです。



■空き地バンクの仕組み

- 市では、5地区内の空き地について土地所有者に登録の募集を行い、登録した土地の情報を市のホームページ等で公開します。
土地を探している方がこの情報を閲覧し、希望の物件が見つければ、市を経由することなく、記載の宅建業者に問い合わせることができます。
- 個人間での売買交渉や契約等は、予期せぬトラブルが発生するおそれがあります。このため、宅地建物取引業の免許を持つ、宅建業者が必ず仲介を行うよう、**バンクへの登録にあたっては、土地所有者は宅建業者と媒介契約(※)を結ぶものとし、宅建業者を介して交渉・契約を行うものとし**ます。

空き地バンクの流れ



■登録できる物件（次の①～④の全てに該当する土地）

- ① 土地区画整理事業施行5地区内に所在する宅地で、現に使用しておらず空き地となっていること（近く使用しなくなり、空き地となるものを含む）
- ② 土地の所有者すべての承諾が得られていること
- ③ 抵当権等が設定されている場合、その権利者の承諾が得られていること
- ④ 登録する物件に関して、宅建業者と媒介契約を結んでいること

■登録できる人（次の①～③の全てに該当する方）

- ① 空き地に係る所有権その他の権利により、空き地の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する方
- ② いわき市暴力団排除条例に規定する暴力団員や社会的非難関係者でないと認められる方
- ③ 登録された物件の売買契約又は賃貸借契約が成立し、登録物件を引き渡すまで適正な管理が可能な方

■バンク登録・利用の手続き

<空き地を売りたい方・貸したい方>

① 登録申込み（土地所有者）

〈提出書類〉

- (1) 空き地バンク登録申込書（第1号様式）
- (2) 空き地バンク登録票（第2号様式）
- (3) 登記事項証明書 (4) 公図の写し
- (5) 本人確認書類（運転免許証等）
- (6) 誓約書 等

② 調査・確認（市・指定宅建業者）

- 登録要件確認後、現地調査等を市が行います。
- 市から指定宅建業者（申込者が仲介を依頼した宅建業者）に、空き地バンク登録票の内容確認を依頼します。

③ 登録・通知（市）

- 確認後、空き地バンク登録台帳に登録します。
- 市から物件登録者に、空き地バンク登録完了通知書（第4号様式）を送付します。

情報の公開（市）

- 物件の情報を市ホームページ等で公開します。
- **所有者の氏名、住所、連絡先等は公開しません。**（指定宅建業者名とその連絡先を公開します）

■交渉・契約

⑦ 売買・賃貸借の交渉・契約（土地所有者・利用希望者・指定宅建業者）

- 物件登録者の指定宅建業者から説明を受け、交渉により双方の条件が合えば、売買（賃貸借）が成立し、契約を交わすことになります。
- ※市は、交渉や契約には関与しません。

<空き地を買いたい方・借りたい方>

④ 物件の問い合わせ（利用希望者）

⑤ 情報の提供（市）

⑥ 連絡・交渉申込み（利用希望者）

- 物件の情報は、市のホームページからいつでも自由に検索可能です。
- インターネットの環境がない方は、市の担当窓口で閲覧することができます。
- ただし、物件登録者の依頼により、希望売却価格等の情報を広く公開しない場合があります。情報を知りたい方は、次の書類を添えて市に申し込んでください。

〈提出書類〉

- (1) 空き地バンク情報提供依頼書（第9号様式）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）
- (3) 誓約書

※この場合でも**所有者の氏名、住所、連絡先等は公開しません。**



■交渉・契約成立後

⑧ 契約成立の連絡（土地所有者又は指定宅建業者）

- 交渉が成立し契約を締結したときは、空き地バンク交渉成立報告書（第10号様式）により、市に報告していただきます。

情報公開の終了（市）

- 交渉成立を確認後、市ホームページ等で行っていた売却等に関する情報の公開を終了します。
- 市から物件登録者に空き地バンク登録抹消通知書（第8号様式）を送付します。

⑨ 仲介手数料の支払い（土地所有者・利用希望者）

- 交渉成立後、宅建業者との取り決めに基づき、仲介手数料をお支払いください。

■市ホームページでの情報公開イメージ

個別の物件情報を検索すると、次のような情報を公開しています。

登録番号		2-3
所在地	いわき市 久之浜町久之浜字北町120	
売却価格	■ 売却 (9,743,121 円)	
物件の概要	権利関係	■ 所有権 □ その他 ()
	地 積	391.29 ㎡ (約 118.37 坪) 筆数 1筆 地目 宅地
	都市計画区域	■ 内 □ 外 用途地域 第一種住居地域
	建ぺい率	60% 容積率 200% その他制限
	前面道路	■ 接道有 □ 接道無 種類 (市道)
	幅員 (北市道6.0m)	その他 ()
	上水道	■ 公営 □ 私営 □ その他 ()
	宅地排水・汚水処理	□ 公共下水 ■ 浄化槽
	ガス	■ プロパン □ 都市ガス
	電力	東北電力網
主要施設迄の直線距離	久之浜駅	0.3 km バス停(久之浜駐在所) 0.4 km
	久之浜第一小学校	0.6 km 久之浜第一中学校 1.1 km
	久之浜保育所	0.7 km 久之浜医院 0.3 km
	久之浜東公園	0.1 km km
	セブイレブンいわき久之浜店	0.3 km 浜風きらら(商業施設) 0.1 km
特記事項	・道路等と宅地との高低差は、現地で御確認ください。	
その他	・常時公募(先着順)により売却します。申込方法など、詳細は担当課にお問い合わせ願います。	
問い合わせ先(担当課)	970-8686 いわき市平字梅本21番地(本庁舎4階)	
	財政部 施設マネジメント課	
	TEL	0246-22-7421(直通) FAX 0246-22-7508
	E-mail	shisetsu-management@city.iwaki.lg.jp



登録物件の情報など詳しくはこちらをご覧ください。

市ホームページURL

PC版：

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1581655228366/index.html>

スマートフォン版：

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/sp/contents/1581655228366/index.html>



(空き地バンク登録申込書などの各種様式も市ホームページからダウンロード可能です。)

